

告 示

埼玉県越谷県土整備事務所長告示第二号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第一項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更する。

その関係図面は、平成三十年一月二十六日から三十日間埼玉県県土整備部道路環
境課及び埼玉県越谷県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

平成三十年一月二十六日

埼玉県越谷県土整備事務所長 細 田 哲 也

- 一 道路の種類 県道
- 二 路線名 西金野井春日部線
- 三 道路の区域

新 A	旧 A	旧 新 別
	春日部市下柳字古川端八四四番四地先から 同市牛島字川中子九九五番一 地先まで	区 間
	一一・〇〇〇 三五・〇〇	敷地の幅員 (メートル)
	六〇二・〇〇	延長 (メートル)
新幸松橋仮橋区間の解消	平成二十七年七月十七日 付け埼玉県越谷県土整備 事務所長告示第十五号で 告示した道路区域の一部 変更である。	備 考